



2026 年 10 月 5 日

各 位

会社名 株式会社アイ・ピー・エス
銘柄名 株式会社 I P S
代表者名 代表取締役 宮下 幸治
(コード番号：4390 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 次長 佐藤 徹二
(TEL. 03-3549-7719)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 5 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社グループは、「Open Door」という企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、フィリピンにおいて、最先端の通信技術を活用した通信サービスを提供することにより、経済の発展に貢献するため、積極的な投資を行い、事業の拡大を図っております。

現在、当社グループの主力とする国際通信事業においては、デジタル化の進展に伴い、クラウドサービス、動画配信、金融決済及び AI 関連分野の拡大によりデータ通信需要が国内外で急拡大しており、データ流通を支える通信インフラの重要性が一層高まっております。

このような状況下、当社グループは 2025 年 7 月に、日本、台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア及びシンガポールを結ぶ約 8,000km の新国際海底ケーブルシステム「Candle Submarine Cable System」(以下、Candle)を共同建設するため、Meta Platforms, Inc.、ソフトバンク株式会社、TM Technology Services Sdn. Bhd.、PT XLSmart Telecom Sejahtera Tbk のパートナー企業とともにコンソーシアムへ参画し、国際通信事業の領域拡大に取り組んでいます。Candle は、生成 AI や高速・大容量の通信を実現する 5G (第 5 世代移動通信システム) の普及を背景としたデータ通信需要の急拡大に対応する大容量・低遅延の通信基盤として、アジア域内のデータ大動脈を担います。

Candle は、当社連結子会社でフィリピンにおいて電気通信事業を営む InfiniVAN, Inc. がフィリピン・ルソン島東岸 Baler において建設中の国際海底ケーブル陸揚局へ接続されます。東岸の Baler 陸揚局に加え、西岸の Poro Point 陸揚局、更には両拠点をつ結ぶルソンバイパスインフラを一体で確保したことで、単に国際回線を陸揚するだけでなく、東西を横断するデータトラフィック全体を設計・提供できる体制、すなわち国際通信のハブ機能を構築しました。これにより、フ

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

フィリピンを拠点として、アジア領域から日本・北米へと至る大容量かつ冗長性の高い通信ルートを提供できる体制が整いました。

一方、日本においては、2025 年 6 月に総務省が「デジタルインフラ整備計画 2030」を策定し、デジタルインフラの地域分散の重要性が高まっております。こうした動向を踏まえ、当社は、国際海底ケーブル和歌山支線の敷設及び和歌山県における国際海底ケーブル陸揚局の新設（以下、総称して「和歌山プロジェクト」といいます。）に関する具体的な検討を進めております（詳細は、2026 年 7 月 2 日公表の「和歌山県における海底ケーブル陸揚局整備に向けた検討の本格化について」をご参照ください）。本プロジェクトは、関西圏における国際海底ケーブル陸揚拠点の分散化やネットワークの冗長性向上に貢献するとともに、オープンアクセス型の接続環境を提供することで、国内外の通信事業者及びハイパースケーラーの多様な接続ニーズに対応します。

和歌山プロジェクトは、和歌山陸揚局建設にかかるパートナー候補との協議を踏まえ精査を進めている段階であります。2030 年 3 月期までに国際海底ケーブル和歌山支線の敷設に係る投資及び陸揚局・関連設備の建設等に係る投資を含め、総額約 230 億円規模を想定しております。本プロジェクトの遂行にあたっては、パートナー候補との共同での取り組みや各種制度の活用等も含めた最適な事業スキームを検討しており、最終的な当社負担額は、今後の検討の内容に応じて決定されます。

本年 8 月 7 日に発表した「新国際海底ケーブル Candle の一部使用权(IRU)と運用保守サービスの提供に関するお知らせ」のとおり、当社グループは通信事業者やハイパースケーラーへの国際回線の販売により Candle（幹線）の投資回収に一定の目途を得ております。当社は、和歌山プロジェクトを通じて国際通信事業の更なる拡大を図るとともに、日本国内におけるデータ通信事業の本格展開と新たな収益機会の創出を目指します。

今回の新株式発行は、和歌山プロジェクトの着実な遂行に向けた資金の調達を目的とするものです。また、中期的には、本資金調達により創出される追加の負債調達余力を活用し、日本・フィリピンを起点としたアジア太平洋地域における更なる成長投資を加速させます。

当社グループは、本資金調達を通じて、継続的な利益成長と中長期的な企業価値の一層の向上を目指してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,263,500 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 10 月 14 日(水)から 2026 年 10 月 15 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2026 年 10 月 20 日(火)から 2026 年 10 月 21 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 4 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 売出席の種類及び数 | 当社普通株式 189,500 株
なお、上記売出席株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出席人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出席価格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 189,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 189,500 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2026 年 11 月 17 日（火）
- (6) 払 込 期 日 2026 年 11 月 18 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から 189,500 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 189,500 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入れ株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は 2026 年 10 月 5 日(月)開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 189,500 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026 年 11 月 18 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 11 月 13 日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 13,108,900株 (2026年8月31日現在)
- (2) 一般募集による増加株式数 1,263,500株
- (3) 一般募集後の発行済株式総数 14,372,400株
- (4) 本件第三者割当増資による増加株式数 189,500株 (注)
- (5) 本件第三者割当増資後の発行済株式総数 14,561,900株 (注)
- (注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 5,490,528,200 円については、全額を 2030 年 3 月期までに、国際海底ケーブル和歌山支線及び和歌山国際海底ケーブル陸揚局の整備 (和歌山プロジェクト) に係る設備投資に充当いたします。

なお、本プロジェクトはパートナー候補先との共同での取り組みや各種制度の活用等も含めた最適な事業スキームを検討しております。調達資金の一部に残額が生じた場合は、フィリピン国内をはじめとする国際通信容量・通信回線網の増強に係る設備投資への充当を予定しております。

上記手取金については、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、当社グループの主な設備投資計画については、2026 年 10 月 5 日現在 (ただし、投資予定金額の既支払額については 2026 年 8 月 31 日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社 アイ・ピー・エス	本社 (東京都中央区)	国際通信 事業	国際海底 ケーブル 「Candle」 の共同建設	19,000	5,214	自己資金及 び銀行借入	2025年	2028年中	国際通信回 線の提供の 拡大
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 タギッグ市	国際通信 事業	フィリピン陸 揚局の建設	3,000	532	自己資金及 び当社から の融資	2025年 7月	2026年 12月	フィリピンに おける国際 通信容量の 提供の拡大
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 タギッグ市	国際通信 事業	フィリピン国 内基幹網の増 強	2,500	187	自己資金及 び当社から の融資	2026年度	2026年度	フィリピン全 土をカバー する通信回 線網の増強
株式会社 アイ・ピー・エス	本社 (東京都中央区)	国際通信 事業	国際海底ケー ブル和歌山支 線の敷設	23,000 (※2)	-	自己資金等 及び増資資 金	2026年度	2029年度	国際通信回 線の提供の 拡大
株式会社 アイ・ピー・エス・プロ	本社 (東京都中央区)	国内通信 事業	和歌山国際海 底ケーブル陸 揚局の建設等 (※1)		-	自己資金等 及び当社から の融資	2026年度	2029年度	日本におけ る国際通信 回線の提供 の拡大

(※1) 株式会社アイ・ピー・エス・プロとパートナー候補企業による共同事業を予定しております。

(※2) 国際海底ケーブル和歌山支線の敷設と和歌山国際海底ケーブル陸揚局の建設等は密接に関連した設備投資であることから、投資予定額の総額はそれらの合計額を記載しております。また、投資予定額の総額は、和歌山陸揚局の建設等におけるパートナー候補企業による投資予定額を含みます。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を和歌山プロジェクトの一部に充当することで、Candle の一層の収益拡大ならびに当社グループの業績及び企業価値の向上に中長期的に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら適切な配当の実施を検討していく方針です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保については、今後の成長に資する設備投資や経営基盤の強化等に有効活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	225.08円	197.14円	322.41円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	37.00円 (17.50円)	40.00円 (20.00円)	40.00円 (20.00円)
実績連結配当性向	16.4%	20.3%	12.4%
自己資本連結当期純利益率	27.5%	19.2%	24.6%
連結純資産配当率	4.5%	3.9%	3.1%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しており、内容は次のとおりであります。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数（14,561,900株）に対する潜在株式数の比率は3.37%となる見込みです。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

ストックオプション付与の状況（2026年8月31日現在）

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2017年3月14日	20,000株	4,600,000円	2,300,000円	2019年4月1日から 2027年2月28日まで
2019年8月9日	285,600株	329,011,200円	234,620,400円	2020年7月1日から 2029年8月25日まで
2022年4月13日	30,000株	64,980,000円	51,165,000円	2025年4月14日から 2032年4月13日まで
2024年6月14日	110,000株	234,850,000円	177,705,000円	2027年7月1日から 2034年7月18日まで
2024年6月14日	45,000株	103,320,000円	75,510,000円	2027年7月1日から 2034年7月18日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	2,445円	2,518円	2,151円	2,954円
高 値	2,694円	2,777円	3,950円	4,320円
安 値	1,833円	1,500円	1,785円	2,859円
終 値	2,494円	2,137円	2,866円	3,950円
株価収益率	11.08倍	10.84倍	8.89倍	—

(注) 1. 2027年3月期の株価については、2026年10月2日(金)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である宮下幸治及び上森雅子は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であつてもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。